第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るため の地域。

小規模な店舗や事務所を兼ねた住 宅や小中学校等が建てられる。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守 るための地域。病院、大学等の他、 1,500 ㎡までの一定の店舗や事務 所等が建てられる。

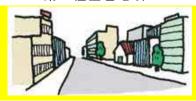
第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守る ための地域。

小中学校等の他、150 ㎡までの一 定の店舗等が建てられる。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域。 3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホ テル等が建てられる。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るた めの地域。

病院、大学、500 ㎡までの一定の 店舗等が建てられる。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域。 事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラ オケボックス等の他、10,000 ㎡ま での店舗等が建てられる。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施 設等の立地と、これと調和した住居 の環境を保護するための地域。

10,000 ㎡までの店舗等が建てら れる。

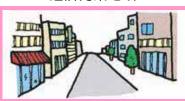
田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を 守るための地域。住宅に加え、農産 物の直売所などが建てられる。



商業地域



近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買物をする 店舗等の業務の利便の増進を図る

住宅や店舗の他に小規模な工場も 建てられる。

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事 務所等の商業等の業務の利便の増 進を図る地域。

住宅や小規模な工場も建てられる。



主に軽工業の工場等の環境悪化の おそれのない工業の業務の利便を 図る地域。

危険性、環境悪化が大きい工場の他 は、ほとんど建てられる。



主として工場の業務の利便の増進 を図る地域。

どんな工場でも建てられる。また、 住宅や 10,000 ㎡までの店舗等は 建てられるが、学校、病院、ホテル 等は建てられない。



専ら工業の業務の利便の増進を図 る地域。

どんな工場でも建てられるが、住 宅、店舗、学校、病院、ホテル等は 建てられない。

(「土地利用計画制度パンフレット」(国土交通省)を加工して作成)

〈表 - 用途地域内の建築物の用途制限の概要〉																			
					用途地域用														
			第一	第一	第一	第二	第	第	準	Ш	近	商	準	I	I	途地			
			種	種	種	種	-	=		康	隣		_		業	域			
			低	低	中	中	種	種	住			業	I	業		の			
		層	層	高層	高層				住	商	<i></i>		,,	専	指中	備考			
			住居	住居	住	住	住	住	居	居	業		業		用	定の			
			専	専	居専	居専	居	居		占	*	地		地	ж	な			
○ 建てられる用途			用	用	用	用	地	地	地	地	地		地		地	い			
建てられない用途		地	地	地	地										区				
①、②、③、④、⑤、▲、■ 面積、階数等の制限あり 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		域	域	域	域	域〇	域〇	域〇	域	域〇	域〇		域	域	域				
注七、共向往七、計值音、下個 兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未		0	0	0	0	U	0	U	0	0	O	0	0		0				
)もの	の足・面限のどがの「木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	非住宅部分の用途制限あり		
店舗等	店舗等の床面積が、 150㎡以下のもの			1	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪 店及び建具屋等のサービス業用 店舗で2階以下		
	店舗等の床面積が、 150㎡を超え、 500r	m゚以下のもの			2	3	0	0	0		0	0	0	0	4	0			
	店舗等の床面積が、 500㎡を超え、1,500	 m ⁱ 以下のもの				3	0	0	0		0	0	0	0	4	0	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食 店、銀行の支店等のサービス業		
	1						0	0	0		0	0	0	0	4	0	用店舗で2階以下		
1	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの							0	0		0	0	0	0 (4)	0	③ 2階以下④ 物品販売店舗及び飲食店以外		
1															•		■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ		
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの							<u> </u>			0	0	0		_	^	で2階以下		
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの 事務所等の床面積が、150㎡を超え、500	mi以下のもの				A	0 0	0 0	0		0 0	0 0	0	0 0	0 0	0	▲ 2階以下		
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500						0	0	0		0	0	0	0	0				
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000						0	0	0		0	0	0	0	0	0			
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの							0	0		0	0	0	0	0	0			
ホテ	ル、旅館						▲	0	0		0	0	0			0	▲ 3,000㎡以下		
遊戲	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練 等	習場、バッティング練習場					•	0	0		0	0	0	0		0	▲ 3,000㎡以下		
施設・風俗施設	カラオケボックス等							•	A		0	0	0	•	4	A	▲ 10,000㎡以下		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発	売所等						4	•		0	0	0	•		•	▲ 10,000㎡以下		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ								1		0	0	0			2	① 客席200㎡未満 ② 客席10,000㎡以下		
												0	A			0	▲ 個室付浴場等以外		
公共施設・	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			
	大字、高等専門字校、専修字校等				0	0	0	0	0		0	0	0			0			
			0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0	0			
	一型金派山所、一定規模以下の郵便局等 神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
病院	病院		Ŭ	Ť	0	0	0	0	0		0	0	0		Ŭ	0			
-	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
学校	老人ホーム、福祉ホーム等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
等	老人福祉センター、児童厚生施設等		A	▲	0	0	0			•		0					▲ 600㎡以下		
	自動車教習所 単独自動車車庫(附属車庫を除く)						A	0	0		0	0	0	0 0	0	_	▲ 3,000㎡以下 ▲ 300㎡以下かつ2階以下		
					A	•	A	_	0			0	0	0	0	0	■ 300 III 以下が J2 III 以下①、②、③については、当該敷地内にある建築物(自		
																	動車車庫を除く)の延べ面積以下かつ下記の条件を消 たすもの		
	建築物附属自動車車庫			1	2	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	 600㎡以下かつ1階以下 3,000㎡以下かつ2階以下 		
																	③ 2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり		
	倉庫業倉庫								0		0	0	0	0	0	0	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下		
	自家用倉庫					1	2	0	0	-	0	0	0	0	0	0	② 3,000m以下 ■ 農作物及び農業の生産資材を貯蔵す るものに限る		
1_	畜舎(15㎡を超えるもの)						<u> </u>	0	0		0	0	0	0	0		▲ 3,000㎡以下		
工場・食	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で			•	•	•	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	▲ 2階以下かつ原動機の出力		
	作業場の床面積が50㎡以下			Ĺ	Ĺ												が0.75kw以下 ① ###の序声詩が50ポリエ		
倉庫							1	1	1	•	2	2	0	0	0	0	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下		
等 第											2	2	0	0	0	0	他に原動機・作業内容の制限あり ■ 農産物の生産、集積、処理又は貯蔵		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												0	0	0	0	に供するもの(著し騒音を発生するもの等		
	ルドスはからいが、人は有し、現場で恋にCでのあてれかめる工場													0	0	U	を除く。)に限る。 ① 作業場の床面積が50㎡以下		
	自動車修理工場						1	1	2		3	3	0	0	0	0	② 作業場の床面積が150㎡以下		
									Ĺ							Ĺ	③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり		
		量が非常に少ない施設				1	2	0	0		0	0	0	0	0	0			
	ATT THE O. E.	量が少ない施設									0	0	0	0	0	0	① 1,500㎡以下かつ2階以下		
	処理の量	量がやや多い施設											0	0	0	0	② 3,000㎡以下		

^{※1} 本表は、用途地域の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではない。※2 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。

量が多い施設